

文星芸術大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、文星芸術大学学則（以下「本学学則」という。）第3条の2第3項の規定に基づき、文星芸術大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定める。

(教育理念・目的・目標)

第2条 本学は教育基本法に則り、学校教育法の定めるところにより、学是「三敬精神」を教育の基盤として学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、教育研究を通じて人格を陶冶するとともに、学部の教育体系を基礎に、より高度な専門知識・能力及び研究を修めた人材を養成し、文化の進展に寄与することを教育理念とする。

2 本学は、優れた芸術作品制作者、有能な研究職従事者の養成、伝統と最先端の双方に根差した高度な優れた美意識を持った人材の養成及び広く文化に貢献できる人材養成並びに文化を大切にす姿勢が他（国）を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の養成を教育目的とする。

3 博士前期課程は、学部教育において修得してきた制作技術と造形理念及び芸術理論を踏まえ、より高度な専門知識・能力をもった人材を、博士後期課程では、造形創作を人と環境との調和を視点に理論展開し、創作研究系も高度に洗練された造形表現手法の研究に力点を置きながら新しい芸術研究の展開ができる人材を養成することを教育目標とする。

(自己点検及び評価)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に関する体制については、別に定める。

4 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するために、ファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

5 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第2章 組織

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

(1) 芸術研究科 美術専攻

(課程)

第5条 大学院の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(入学定員及び収容定員)

第6条 研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
芸術研究科	美術専攻	20人	40人	5人	15人

第3章 標準修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(標準修業年限)

第7条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第8条 在学年限は、博士前期課程にあつては4年を、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第9条 学年、学期及び休業日については、本学学則第10条から第11条までの規定を準用する。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第10条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第11条 研究科における授業及び研究指導は、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができる。

(履修方法等)

第12条 授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科長はその計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定する教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他大学院における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所との協議に基づき、学生に当該大学院等の授業科目を履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で大学院において修得したものと認めることができる。

(他大学院等における研究指導)

第15条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、博士前期課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学又は他の大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目の修得単位を、本学に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学、再入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。
- 3 学生が研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目の修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を教育上有益と認められるときは、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、再入学の場合を除き、当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(授業科目修了の認定)

第17条 授業科目の修了の認定は、試験等により行う。

- 2 病気その他やむを得ない事由のために試験を受けなかった者については、追試験を行うことがある。

(成績)

第18条 試験等の成績評価は、100点を満点とし、秀(95点以上)、優(94点-80点)、良(79点-70点)、可(69点-60点)、不可(59点以下)の5段階とし、不可を不合格とする。

- 2 合格した授業科目には、所定の単位を与える。

第5章 課程の修了及び学位

(博士前期課程の修了要件)

第19条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は作品の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了要件)

第19条の2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、14単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年(博士前期課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

(学位の授与)

第20条 博士前期課程を修了した者には、修士の学位を、博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
- 3 学位に関する規程は、別に定める。

第6章 削除

第21条 削除

第7章 入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の中途においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第23条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第52条に定める大学の卒業者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (7) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (8) 学校教育法第67条第2項の規定により、同法第62条に定める大学院に入学した者で、当該者がその後大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると大学院が認めた者
- (9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- (10) 大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第23条の2 博士後期課程に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で24歳に達した者
- (6) 大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第24条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に別表第1に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選抜)

第25条 入学者の選抜は、学力検査等によって行う。

2 入学者の選抜方法は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第26条 入学者の選抜に基づき合格通知を受けたものは、指定の期日までに保証人連署の誓約書、保証書及びその他の書類を提出するとともに別表第1に掲げる入学金及び学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(博士後期課程への進学)

第27条 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者は、所定の書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の進学志願者については、選考の上、進学を許可する。

3 進学者の選考については、研究科の定めるところによる。

(再入学及び転入学)

第28条 次の各号の一に該当する者で、大学院への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

(1) 大学院を退学した者で、再入学を願い出た者

(2) 他の大学院から転入学を願い出た者

2 前項により入学を願い出た者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第8章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第29条 疾病その他特別の事由により2ヶ月以上修学することができない者は、研究科長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科長は休学を命ずることができる。

3 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第30条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、研究科長の許可を得て復学することができる。

(長期欠席)

第31条 疾病又はやむを得ない事由により、1ヶ月以上で休学期間に満たない欠席をしようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を研究科長に提出しなければならない。

2 1ヶ月に満たない欠席の場合は、当該授業科目担当教員に届け出なければならない。

3 長期欠席の期間は、第7条に規定する在学期間に算入する。

(退学)

第32条 疾病又はその他の事由によって退学しようとする者は、研究科長を経て学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍する。

- (1) 第7条に規定する在学期間を超える者
- (2) 学生納付金を納付しない者
- (3) 休学期間満了の学生で第30条に規定する復学手続をしない者
- (4) 理由なく履修届の提出等在籍に要する手続を履行しない者
- (5) 死亡及び長期にわたる行方不明者

(転学)

第34条 他の大学院に転学しようとする者は、理由書を添え、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第35条 外国の大学院等に留学を志願する者は、研究科長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第19条に定める在学期間に含まれるものとする。
- 3 第14条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

第9章 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

(入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用)

第36条 入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金（以下「学納金」という。）は別表第1のとおりとする。

- 2 実験実習費等の費用は、別に定める。
- 3 納付した入学金、学納金等は返還しない。
- 4 社会情勢による物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増額することがある。

(学納金の納付期)

第37条 授業料、施設設備費及び教育充実費は毎年4月、9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

- 2 学納金は欠席又は停学中であつてもこれを減免しない。

(退学及び除籍の場合の学納金)

第38条 学期の途中で退学を許可された者又は除籍された者は、その期の学納金を納付しなければならない。

(休学の場合の学納金)

第39条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した次期納付期以降の学納金を免除する。

(復学の場合の学納金)

第40条 学期の中途において復学した者は、復学期からの学納金を、復学した月に納付しなければならない。

(許可を得て留学する場合の学納金)

第41条 留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。

(研究生の納付金)

第42条 研究生の学納金は大学院学生と同額を、月額を単位として納付するものとする。

(科目等履修生の登録料及び履修料)

第43条 科目等履修生の登録料、履修料は別表第2のとおりとする。

第10章 教員組織

(教員組織)

第44条 大学院の教員組織は、次の各号の教員をもって組織する。

- (1) 研究指導教員（研究指導及び講義等担当適格者）
 - (2) 研究指導補助教員（研究指導の補助及び講義等担当適格者）
- 2 教育研究上必要に応じて、専任教員を置くことができる。

第11章 運営組織

(研究科長)

第45条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、副学長、若しくは美術学部長をもってこれに充てる。

(研究科委員会)

第46条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、芸術研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学、修了及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれている組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第12章 研究生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人特別学生

(研究生)

第47条 修士の学位を取得した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者が、研究指導教授の指導の下に特定の事項について研究を志願した場合は、研究科委員会の議を経て選考の上、研究生として許可することがある。

- 2 研究生は、別に定める学納金を納付しなければならない。
- 3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第48条 大学院において特定の授業科目を学修するため公の機関又は団体からの委託生は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

- 2 委託生の授業科目の履修その他については、科目等履修生に関する規定を準用する。

(科目等履修生)

第49条 大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、選考の上、在学生の学修に支障のない限りにおいて科目等履修生として許可することがある。

- 2 科目等履修生を出願できる者は、第23条の規定による入学資格を有する者に限る。
- 3 科目等履修生の単位認定については、第16条及び第17条の規定による。
- 4 科目等履修生は、別に定める登録料及び履修料を納付しなければならない。

(科目等履修生の期間)

第50条 科目等履修生を許可する期間は、通年又は前期若しくは後期とする。ただし、その都度願い出により継続することができる。

- 2 継続願い出の場合の登録料は納付しなければならない。

(特別聴講学生)

第51条 学長は研究科委員会の議を経て、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、その大学院の学生が特別聴講学生として研究科の授業科目を履修することを認めることができる。この場合において、やむを得ない事由により当該大学院と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

- 2 特別聴講学生の登録料及び履修料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(特別研究学生)

第52条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けようと志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

(外国人特別学生)

第53条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者（学校教育法第52条に定める大学の卒業生を除く。）があるときは、選考の上、外国人特別学生として入学を許可することがある。

第13章 雑則

(学則の準用)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

(読み替え)

第55条 この学則において、本学学則を準用する場合は、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

第14章 賞罰

(表彰)

第56条 学生として模範とするにたる者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第57条 次の各号の一に該当する者は、学長がこれを懲戒することができる。

- (1) 大学の秩序を乱し、その他の学生としての本分に反した者
- (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者

- 2 懲戒は、退学、停学及びけん責とし、退学は前項第1号又は第2号に該当する者に限り行うことができる。

3 懲戒に関する手続きは別に定める。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

なお、平成19年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

なお、平成20年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

なお、平成21年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

なお、平成22年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、平成23年3月31日に在学している学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第6章については平成31年度入学に係る者から適用する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

別表第1（第24条・26条・36条）

課 程	入学金	授業料	施設設備費	教育充実費	実験実習費
博士前期課程	300,000円	420,000円	250,000円	150,000円	100,000円
博士後期課程	300,000円	420,000円	250,000円	150,000円	100,000円

第25条第2項により入学を許可された者のうち、文星芸術大学の学部卒業者及び同大学大学院博士前期課程からの進学者の入学金については、本表金額の半額とし、教育充実費・実験実習費は免除とする。

入学検定料は1回につき 30,000円

第25条第2項により入学を許可された者のうち、文星芸術大学の学部卒業者及び同大学大学院修士課程修了者の入学金については、本表金額の半額とし、教育充実費・実験実習費は免除とする。

別表第2（第43条関係）

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料	1単位 10,000円